

第 7 5 3 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 6 年 2 月 13 日（火）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
天日 隆彦	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
山下 陽枝	委員
うすい 浩一	委員
土屋 みわ	委員
とや 英津子	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
稲澤 裕子	委員
大宮 由紀枝	委員
堀口 栄二	委員
馬神 祥子	委員
小野島 直美	委員

【事務局】

若年支援担当部長	村上 章
若年支援課長	山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人などをご案内いたします。本日でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 13 人となっております。

○若年支援課長 それでは、傍聴人をご案内いたします。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい。ただ今から第 753 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、「条例に基づく事務の施行経過」について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 1 月 15 日から 2 月 12 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

1 月 18 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、1 月 19 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計 23 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、2 月 7 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので後ほどご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績。3 ページをご覧ください。こちらには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全

図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の1月分の活動状況でございます。委嘱しております協力員は714名、活動者数は71名、調査店舗数は379店舗でございました。確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。今月は、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示につきまして問題のある店舗はございませんでした。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。1番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱いが不適切な店舗が1店舗ございました。2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査及び3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、1月は実施してございません。事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、ご質問ございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 はい、それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1189号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和5年12月23日～令和6年1月26日までの間に都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計103誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「POE BACKS BABY COMICS『逆らえないっ!』」、令和6年2月10日に株式会社ふゅーじょんぷろだくとより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、2月7日に自主規制団体から意見を聴取して3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、10名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が6名です。その主な内容は、「薬物を混入させることで本人の自由を奪い同意なき性行為に及んだり、身体的に拘束したうえで性行為をするなど、ストーリーは全体的に人格否定的要素が多い。局所のアップも多く、性器の描写において修整がない。または著しく不十分。指定該当やむなし」などでございます。

「指定非該当」の方は4名で、その主な内容は、「ヤクザにハメられ借金返済のためにご奉仕エッチをするストーリー。120ページ前後の連載に書き下ろしと読み切り2本。エッチなシーンが多数あるが、卑わいを感じないので指定非該当」などでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明についてご質問等ございますか。

特によろしければ、それでは、各自、調査に入ってください。

< 図書審査 >

- 会長 では、皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。それでは、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、H委員お願いいたします。
- H委員 はい。指定該当やむなしでお願いします。この作品、ストーリーの後半は恋愛みたいになっていきますが、人格否定である借金返済のために強要された性行為や、また、薬物の使用とか身体を拘束されての性行為などがあって、相手はやくざでもあります。また、性器の修整も甘く不十分ですし、どう見ても青少年レベルではないと思います。指定該当やむなしでお願いいたします。以上です。
- 会長 はい。C委員、お願いします。
- C委員 はい。絵そのものからそんなに暗い陰湿な感じは受けないですけども、まず今もお話に出ましたけれども、反社、暴力団の若頭ですかね、これと、借金のかたでの強制、半強制的なとか、ほぼ強制的な性行為を求められて、そこから後に恋愛には発展しますけれども、そういうことが冒頭にあるということもあって、それからもう一つは性器を物扱いといいますか、そういう表現が複数出てきたり、そういうことも非常に気になりますので指定該当やむなしと考えます。以上です。
- 会長 はい。堀口委員、お願いします。
- 堀口委員 はい。指定該当でお願いします。性器のシルエット等、消し方が甘い部分があり、人格否定的な場面もあります。また、不同意性交と捉えられる描写もあることから指定該当でお願いいたします。
- 会長 小野島委員、お願いします。
- 小野島委員 はい。指定該当やむなしでお願いいたします。性器の描写においても修整がなかったり、あるいは著しく不十分であったり、人格を否定するような性行為、それから暴力団というところもありますので、指定該当やむなしということでお願いいたします。以上です。
- 会長 はい。K委員、お願いいたします。
- K委員 はい。「逆らえない」というテーマからしても、中身を見ましても強行的な行為にも見えるところが多々ありますし、また、性器自体はぼやかしてはいるんですが、とはいうものの理不尽な理由で性行為を強られる、そうしたことについては人格否定にもつながると思います。よって、青少年にそぐわないと思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 I 委員、お願いいたします。

○I 委員 はい。薬物を使用した上でだました形で性行為の強要は、人格否定の要素が大きいです。性器の消しも甘くて、加えて内容が暴力団とおぼしき絡みもあり、青少年が簡単に手に取って読めるものとしては不適當と思われるので、指定該当でお願いいたします。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい。指定該当でお願いします。薬物の使用、また、借金の返済のために性行為を強要されるという描写、また、始まりは望まない形であっても徐々に恋愛感情に変わっていくというような展開、そういった中に人格否定につながるような内容も含まれておりますので、区分陳列等の取扱いが必要と考えますので、指定該当でお願いします。

○会長 はい。E 委員、お願いします。

○E 委員 はい。卑わい感とかそういったものに関しては、終盤、恋愛ストーリーというような形なのでないのかもしれませんが、反社、薬物使用などの描写、また、今、社会問題となっているホストクラブで売掛金で体を売ってそれを支払うといったような、社会問題化しているような内容とかぶるところということもあり、青少年には適切ではないと思い、指定該当やむなしでお願いいたします。

○会長 はい。大宮委員、お願いいたします。

○大宮委員 はい。最終的には恋愛関係になるものの、暴力団の手口を肯定しているようにもとれる出だしで、人格否定も見えます。全体的に性行為の描写も生々しいので、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 はい。全体の構成として性描写が多いっていうのは、それほど、私は性描写の多い少ないっていうことよりももっと他のところを見ているんですけど、薬物使用だとか、支配する者とされる者の関係が気になっています。気になっていますが、最終的には何かもう漫画で終わるのかなみたいな感じでおりますので、保留ということでお願いたします。

○会長 はい。F 委員、お願いいたします。

○F 委員 はい。指定該当でお願いします。これまで皆さんが指摘されていますように、だまして借金を背負わせて、そのかたに性行為を強いるということで人格否定、それから反社を肯定する描写という点が非常に問題だと思います。それ以外に、性器の描写とか、擬音も生々しいので、指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。B委員、お願いします。

○B委員 はい。人格否定する性的行為そのものであると思われるので、指定に該当すると思います。以上です。

○会長 はい。A委員、お願いします。

○A委員 はい。私は指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい。G委員、お願いします。

○G委員 はい。私は、何個か疑問点がありまして、まずは該当箇所が全編大部分となっているんですけども、自主規制団体からの聴き取り結果の中でも7個目のところの指定非該当の方が指摘しているとおり、各話30ページの中で直接的な性的行為の描写としては10ページ前後で、割合としては多くないという記載がありまして、私も全編ではないんじゃないかなというのは思っております。

あと、卑わいな感じを与えるかというところは、これもちょっと議論がある気がするんですが、作者の方の描き方もあってか、私はそこまで卑わいな感じはないんじゃないかと思っています。人格否定的な要素というのもしっかりあるとも思うんですが、青少年全般で見るとか、また、青年誌、若い年の青年のほうですけども、青年誌という観点で見た時にそれが著しく逸脱している表現かと言われると、正直、そんなことはないんじゃないかなと思っております。性的描写のシーンも確かに一部もうちょっと何とかならなかったかなと思うようなところはあるんですが、あと、最終的に自主規制団体からの聴き取り結果も6対4ということで割れているようにも見えるということで、私はこれは指定非該当であるべきじゃないかと考えています。以上です。

○会長 はい。J委員、お願いします。

○J委員 はい。冒頭のストーリーから、まず人格を否定したような性的行為の強要がありますし、性的描写の部分で全体的に男性器の消しが大変甘い、よく見ると形状がはっきり残っていますので、指定該当ということでお願いいたします。

○会長 はい。会長代理、お願いします。

○会長代理 はい。性器の消しが甘いというところ、そこが引っ掛かりますので、性的行為を露骨に描写し、また表現することにより卑わいな感じを与えるというものに該当するというところで、指定該当やむなしと考えます。

○会長 ありがとうございます。私は、この性器の描写についてのぼかしというか消しが甘い

ということと、それから人格を否定する性的行為のところでは青少年にふさわしくないと見ましたので、指定該当と思います。

これで、本日、諮問された図書類についての皆さま方のご意見を頂きました。お1人非該当、それからお1人保留というご意見を頂いたところでございますが、この審議会は出席委員の過半数で決することとなっております。他の委員の皆さま指定該当ということでございましたので、そのように答申させていただいてよろしゅうございますか。

〈「はい」の声あり〉

○会長 はい。それでは、1誌指定ということで答申をさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。続きまして、優良映画の推奨について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、それでは、優良映画の推奨についてご説明いたします。資料11ページをご覧くださいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条第1号～6号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料12ページをご覧くださいと存じます。諮問第1188号でございます。

今回は2作品を諮問いたします。

1作品目は「リトル・エツラ」、制作者は記載のとおりでございます。令和6年4月5日から新宿シネマカリテ、アップリンク吉祥寺にて公開を予定しております。

2作品目は「シェアの法則」、制作者は記載のとおりでございます。令和6年4月に新宿K's cinema、6月に高円寺シアターバックス他にて上映を予定しております。

1作品目「リトル・エツラ」の申請内容でございますが、14ページをご覧くださいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。対象区分は、小学生高学年、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおりでございます。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目といたしましては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」及び第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」であることという申請内容でございます。

15ページをご覧くださいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますと

おり該当項目は第1号～第6号まで、対象区分は青少年、主として小学生高学年、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

続きまして、2作品目「シェアの法則」の申請内容でございますが、17ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。対象区分は、高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおりでございます。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目は、18ページでございますが、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、及び第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」であることという申請内容でございます。

19ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございましており、該当項目は第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、対象区分は青少年、主として高校生を健全に育成する上で有益であると認め、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上でございます。

○会長 はい、ただ今の説明についてご質問等ございますか。

質問がなければ、それでは、今回は2作品それぞれについて条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についても併せての評価をそれぞれお聞かせください。1作目が「リトル・エッラ」、2作目が「シェアの法則」ということで、お1人ずつ2つの作品についてお答えいただきたいと思います。それでは、H委員お願いいたします。

○H委員 はい、まず「リトル・エッラ」のほうですが、優良映画推奨に賛成です。対象区分、該当項目ともに事務局案で相違ありません。

この作品ですが、現代社会における多様性を認めることの必要性を子どもたちにもしっかりと教えてくれる作品だと思いました。それと同時に、今の世の中はエッラのような若い年齢の時から、他人への多様性を認めることが求められているのだなと改めて思いました。何か自分の子どもの頃を思い出しながら見られた、とても懐かしいなかなか楽しい作品でした。

2作目「シェアの法則」ですが、こちらにも優良映画推奨に賛成です。こちらのほうの対象区分ですが、最初はあまり青少年向けの作品と感じられなかったのですが、事務局案で対象を高

校生だけにしているので結果的には問題ないのかなと思いました。対象区分、該当項目ともに事務局案に賛成です。

とてもほんわかした作品で派手なシーンとかはないんですけども、こちらのほうも先ほどの作品と同様に、他人への多様性を認めることや、思いやりの心を持って他人に接することの大切さを教えてくれる非常に味のあるいい作品だと感じました。以上です。

○会長 C委員、お願いいたします。

○C委員 はい。まず、「リトル・エツラ」は、今、多様性っていう言葉がありましたけれども、人の性と愛、家庭、家族、それから人間関係、それから言語、ありとあらゆるジャンルでの多様性っていうのをうまく絡めながら表現していて大変好感が持てました。スウェーデン作家の作品が原作ということですけども、北欧っぽいというかスウェーデンならではの気もいたしました。対象区分、それから該当項目ともに提案どおりでよろしいのではないかと思います。推奨でお願いしたいと思います。

それから、2作目「シェアの法則」も推奨でお願いしたいと思います。こちらはややストーリーが類型的かなという感じもしないではなかったですけども、ハートウォーミングなハッピーエンドのストーリーということで、安心して見られるという感じがします。対象の区分については、高校生、ちょっと下げて中学生ぐらいでもいいかなとも思いますけれども、特に提案に異論があるわけではありません。該当項目もこれで結構だと思います。以上です。

○会長 はい。堀口委員、お願いします。

○堀口委員 はい。まず「リトル・エツラ」です。この映画は、友情の大切さと子ども心のジェラシーを描いた作品であります。過度に同性愛を美化していると感じました。現代において多様性は十分尊重されるべきではありますが、いたずらに同性愛を推奨しているように感じられるところがあり、小学生高学年を対象とする推奨にはちゅうちょいたします。

「シェアの法則」についてです。映画の中ではシェアハウスを通し、多くのテーマが盛り込まれていました。共感できる内容もありましたが、高金利の闇金業者による取立てについては、警察は事が起きなければ動いてくれないとか、外国人の不法滞在については事情があるなら仕方ないとかいった描写があります。これは間もなく社会に出ることとなる高校生に対して良識や倫理観を高めるとは思えず、誤解を招く描写でもあると思います。総合的に見て、この映画を推奨することはちゅうちょいたします。以上です。

○会長 はい、小野島委員、お願いします。

○小野島委員 はい。優良映画推奨に賛成いたします。対象区分、それから該当項目についても事務局案どおりでよろしいかと思えます。

子どもらしい発想だとか自己表現をするエッラと、エッラを囲む個性豊かな大人たちが自分の人生を楽しんでいる姿っていうのは、見ている人たちに自分らしく生きることの大切さを教えてくれる映画だなど思いました。友達是要らない、大好きなトミーがいればいいっていうエッラと、トミーの恋人を追い出すために転校生のオットーの力を借りてあれこれと企てている中で、オットーとの友情を築いていく様子にはすごく温かい気持ちになりました。推奨でお願いいたします。

2作目の「シェアの法則」ですけれども、育ってきた環境や学んだこと、経験してきたことが全く異なる人たちのシェアハウスという1つ屋根の下でそれぞれが抱える困難とか乗り越えなきゃいけない課題を持ちながら、安心・安全な場所を築いていくには何が大切なのかなということを考えさせられる映画でした。優良映画推奨でお願いいたします。対象区分、それから該当項目についても事務局案どおりでよろしいかと思えます。高校生には、人が支え合いながら安心していける社会を築いていくためにはどうしたらいいのかということ、考えるきっかけとなる映画になるのではないかなと思いました。以上です。

○会長 はい。K委員、お願いいたします。

○K委員 はい。初めに「リトル・エッラ」ですけれども、人と仲良くするのが苦手な主人公のエッラと、唯一心を許せるおじさんのトミーとの間にスティーブというトミーの友人がやって来たことで、おじさんを取られたような感じがして、さまざまな友達の知恵を借りながら嫌がらせやいたづらをするわけですけれども、とにかくコミカルでかわいらしい内容の中にも他者との関わり方や相手のことを尊重すること、思いやりを育むことなどが学べる映画だと思いたので、推奨基準、また対象区分も事務局案で推奨映画でお願いしたいと思えます。

それから、次の「シェアの法則」ですけど、シェアハウスでさまざま境遇の違う住人たちとの触れ合いっていうのがストーリーですけれども、大家さんの住人に対する対応が人の心を和ませ、そして絆をつくっていく、そうした流れに大変感動しました。大家の奥さんが倒れて入院した後、旦那さんが病院にお見舞いに行った時に離婚届の用紙を見つけるんですけども、それは退院した時に離婚されるんじゃないかって勘違いしたところありましたけども、それは友人の代わりに取ってきたものだということが、奥さんが亡くなった後に知るシーンがありました。また、旦那さんの誕生日には一緒に旅行に行く計画があったということも、奥さんが亡くなっ

た後に初めて知ったことに涙を流す旦那さんの姿等もありまして、本当に優しく思いやりのある奥さんの人への対応というのが、LGBT とかっていう問題ありますけれども、そうした境遇も優しさが人の心を変えていくというようにも感じました。人と人との絆というのが対話によってつくられていく、そんなふうにも感じましたので、ぜひ推奨映画でお願いしたいと思います。推奨項目は事務局案で、そして対象区分は中学生以上にしてもいいかなと思ったんですが、高校生で結構でございます。以上でございます。

○会長 はい。I 委員、お願いします。

○I 委員 「リトル・エッラ」ですが、子どもが日常の中で感じる嫉妬や不安定な気持ちを取り上げている映画でした。これを見て思い当たる青少年はきっと多いと思います。友達をつくるのが苦手でも、相手の立場に立って相手を理解することで友達は自然にできるものだということが、この映画を通して分かると思います。また、日本では浸透度が薄い同性婚をさらりと描いているのは、国民性の違いと感じました。成長期にある嫉妬とか不安とか、そういった共鳴感があるということも含めて推奨にさせていただきます。

2 番目の「シェアの法則」ですが、これはちゅうちょする部分もありましたが、生きていく上で大切なのは、自分を主張するだけではなく、相手を理解することも必要だと学べる内容は良いと思います。1 つに、同性愛を認めることは難しくても、理解しようとするところから入っていく主人公の姿が描かれていましたが、これは現代社会における多様性の尊重について考えてみようという問題提起をされているものと広く捉えました。先ほど他の委員さんからもございましたが、不法滞在者をかばって情に駆られて法を犯してしまうこと、これを美談のように捉えてしまうのは推奨としてはどうかとちゅうちょしたのですが、これも私たちがこれから向き合い、考えていかねばならない問題として推奨にいたしました。

両方とも対象区分と推奨理由は事務局案で良いと思います。

○会長 はい。馬神委員、お願いします。

○馬神委員 はい。まず、1 作目の「リトル・エッラ」ですが、推奨に賛成でございます。主人公の心の変化、まず親友であるおじさんを奪う相手への嫉妬心から始まり、ただ、そのおじさんの苦しむ姿を見て、ここから自分中心の行動からおじさんの気持ちを優先していく、そういう心の変化。最後には自分自身も幸せな気持ちになっていく、そして、周囲の人への視野を広げていくという心の成長過程がしっかり描かれていると思いました。相手の心を思いやる描写があり、思考力、また観察力を養うことも期待されると感じます。対象区分、該当項目は事務

局案でいいと思います。

2 作目の「シェアの法則」ですが、こちらも推奨に賛成です。「こんなにもたくさんの方が集まったからこそ地球は美しい」というせりふがあったかと思うんですが、これが作品の根幹になっていると思われ、ともすれば、疎外感ですとか孤独、また孤立といったものを抱えやすい年代の子ども、また若者とといいますか、子どもたちに、人にちょっと関心を向ける、心に向けるということの大切さを語りかける作品になっているのかなと思っております。他人に対する観察力であったり包摂心を養うものとなっていると思います。対象区分、該当項目とも事務局案でよろしく申し上げます。

○会長 はい。E 委員、申し上げます。

○E 委員 はい。両作品とも推奨に賛成です。まず「リトル・エッラ」ですが、絵本から出てきたようなキャラクターなどキュートで楽しいハートウオーミングなストーリーだと思いました。多様性の在り方を子ども目線で捉えることができるので、自分らしく生きること学べるのではないかと思います。最初はちびっ子向けなのかなと思ったのですが、大人にも見てほしいなというふうに思う作品です。対象区分、該当項目は事務局案どおりで良いと思います。

そして、「シェアの法則」ですが、国籍も性別も、そして職業も違う人たちが住むシェアハウスの中の設定ということで、時代が変われば考え方も変わり、そして変化について行ける人もいればそうでもない人がいるという中、いつの時代も思いやりというものは変わらない、思いやりの心があれば人生、大体は成り立つというようなことを感じられる作品であったかなというふうに思います。私も中学生、高校生の時に世界中から集まる留学生の学生寮で生活をしてきた経験がありますが、人が支え合いながら生きていくということが非常に大切なんだよということを、この作品を通して感じてほしいと思います。少し長い作品ではありますが、対象区分は個人的には中学生からでもいいのかなというふうに思います。該当項目は事務局案どおりでよいと思います。以上です。

○会長 大宮委員、お願いいたします。

○大宮委員 はい。「リトル・エッラ」については、多様性と言いつつ日本ではまだ理解が不足している性の在り方について、青少年が理解を深める助けになる作品だと思いました。主人公のジェラシーを乗り越えた人間の愛といいますか、慈しみの心を持つまでの成長と、同級生の変化にもラストでホッとできる作品でした。

2 作目の「シェアの法則」については、先ほどから話が出ている外国人の不法滞在の描写

のところは、ちょっと心配するところでしたが、話の中で回収できていると感じたというところ、実際には現代の課題でもあるというところを青少年が知るという機会になるのかなと思ったところです。それぞれの個性的なキャラクターの内面や葛藤がうまく表現されており、旦那さんが変化していく姿など、多様性の現代においてまさに相手を知ることの大切さを教えてくれる作品だと思います。

2作品とも現在の課題をうまく取り入れながら、青少年が多様性の社会を考えるきっかけとなる良い作品だと思いましたので推奨でお願いしたいと思います。対象区分と該当項目ともに事務局案に賛成です。以上です。

○会長 はい。D委員、お願いいたします。

○D委員 はい。まず、「リトル・エッラ」です。推奨に賛成です。小学生ぐらいのエッラのジェラシー、また葛藤を通じて心の成長が良く描かれておりました。彼女の親友、自分の一番大事な人はトミーだと思っていたのは、実は本当の親友は近くにいたオットーであったということは、最後、本人が自覚するというところは非常に良かったなと思っております。また、LGBT、同性愛者のトミーとスティーブの存在自体が非常に自然に描かれておりました、映画を彩ってくれていたと思っています。

スウェーデンは、私、この映画を見て改めて調べてみると、1944年から同性間の性行為自体も合法化していて、シビル・パートナーシップが合法化されたのは1995年、2009年には同性婚も合法になったと、こういった進んだ国だからこそその映画だったのかなと思っております。対象は、小学生高学年ぐらいからでいいんじゃないかなと思っております。項目については、事務局案で結構です。

それから、「シェアの法則」です。妻に何でもかんでもやらせていた夫、主人公がシェアハウスに住んでいる年齢も職業も国籍も違う人々との関わりを通じて本人自体が変わっていくさまが、非常に分かりやすく描かれていました。また、それぞれの登場人物の背景は、まさに現代社会の課題だと思っています。ジェンダー問題、女性に対する価値観、LGBT、同性愛、難民問題、シングルマザーと闇金、ひきこもりなど盛りだくさんで、どれも大事なことで、若い人に考えていただきたいものばかりだと考えます。

主人公は税理士さんですけれども、その心の中が非常に興味深いものもありました。映画の最初にLGBTの新聞記事が出てきていて、これが後々の伏線になっていたんだということが分かって、お父さんも息子のことを心配していたんじゃないかなということがここで分かり

ました。不寛容な社会を変えるメッセージになってほしいと思う映画ですので、推奨映画に賛成です。該当項目は事務局案で結構です。対象区分は、中学生ぐらいから見れるんじゃないかなと思っています。以上です。

○会長 はい。F委員、お願いします。

○F委員 はい。まず、「リトル・エツラ」ですが、推奨に賛成です。スウェーデンはジェンダーギャップ指数で5位という非常にダイバーシティが浸透している国で、日本はご存じのとおり125位というすごく大差があるんですが、私もD委員と同様、スウェーデンにおけるLGBTQの歴史をちょっと調べたのですが、2009年から完全に同性婚が合法化されていて、逆に、性的指向に基づく差別の禁止も憲法にその後追加をされているという国で、日本ではようやく昨年LGBTQ理解増進法が成立したばかりですけれども、世界的な潮流を考えると、非常にごくごく自然にLGBTの人間関係を受け入れることができるというのは、映画のいいところではないかなというふうに思います。

この主人公の女の子がまずサッカーをする場面から始まるのですが、それから結構やんちゃないたずらをしますけれども、そういうことをする主人公が女性、女の子というところ、あるいは女の子がサッカーをしているという光景から始まる、そういうところにも自然と日本におけるジェンダー、ステレオタイプには自然な形でそれを崩すことにもつながってはいるのかなと思っています。もちろん最終的には、いじめに遭っていたオットーとの友情を結んでいくという、子どもたちにとっては非常に共感できる内容ではないかなと思いましたが。サッカーのシーンで、最初一人ぼっちでやっているところ、最後に大勢のさまざまな人たちと一緒にサッカーを楽しむ、そのダイバーシティの変化というところも非常に印象的な映画でした。私は、対象区分としては小学生低学年からも見られるかなと思うんですが、字幕で読むしかないというところで、小学生の高学年からということで賛成です。推奨基準は、事務局案に賛成です。

次の「シェアの法則」ですが、こちらも推奨に賛成です。こちらの映画は、若干、中国人の描き方とかステレオタイプなところが少し気になる点があったんですが、社会にあるさまざまな不法滞在、入管法の問題、あるいはシングルマザーの問題などなど、多様性という共通項目ですけれども、多様性を描く、そういう問題を投げかけているという意味でこの映画は青少年に見てもらいたい価値があると思っています。対象区分は、私は中学生からでいいのではないかなと思っています。推奨基準は、事務局案に賛成です。以上です。

○会長 はい。B委員、お願いします。

○B委員 はい。「リトル・エツラ」のほうですね。次から次へといじわるが行われ、先がどうなっていくのかなんてちょっと心配でした。それから、先ほどから話に出ておりますけど、同性愛の結婚のこともさらっと触れて勉強になるんじゃないかなと思いました。それから、ネズミ捕りを隠すシーンは、生き物に対する優しさが表れていて、良かったなと思います。私も小さい時、捕まえたネズミを遠くに行って放したこともあって思い出しております。最後にサッカーボールを蹴飛ばすところや、指輪を渡すところの笑顔がとても印象的で頭に残っております。きっと素直な子どもになる、良い大人に育っていくことでしょう。

続きまして、「シェアの法則」ですか。これはいろいろな人が1軒の家にシェアハウスで仲良く生活しているところが、大変心温まる映画だと思います。それぞれ思いやりがあって、自分のことだけを考えずに他人のことも考える人の集まりなので、うまくやっていけるんだと思っております。お父さんがだんだん変わっていくことが大変印象的に残っております。最後の笑顔が私も本当にうれしくなりました。青少年の社会に対する良識を育てていくのに大切な内容であると思います。どちらも推奨したいと思います。

○会長 はい、ではA委員お願いします。

○A委員 はい。「リトル・エツラ」ですが、推奨に賛成です。この映画は、日本社会においても同じ状況で、現代社会をよく表しているかと思えます。子どもたちにも見てぜひ感じてほしいと思います。対象区分と有益とする該当項目も事務局案どおりでよいと思います。

そして、「シェアの法則」ですが、こちらにも推奨に賛成です。この映画は、日本の現代社会のさまざまな状況が凝縮されていて、自分自身がどのように関わっていくのか、あるいは許容をしていくのか考えさせられる作品で、全体的には心が温まるいい映画でした。子どもたちにもぜひ見てほしいと思います。対象区分と有益とする該当項目も事務局案どおりでよろしいかと思えます。以上です。

○会長 はい。G委員、お願いします。

○G委員 はい。「リトル・エツラ」のほうですが、少女の成長を描いた非常に素晴らしいストーリーだなと思いました。嫉妬だったりとか、悲しい気持ちだったりとか、ネガティブな感情をそこまで暗くならず描いていまして、最終的に自分の成長につながっていくような形で終わるというのは、非常に青少年にとって意味のあるものじゃないかというふうに思いました。非常に分かりやすいストーリーだなと思いました。あと、同性愛、同性婚のところ議論にありましたが、私は見ていて思ったのは、いたずらに何か賛美をしているだったりとか推奨してい

るとかではなくて、むしろ自然、普通なんだというのを描いていて、そういう社会が世界にもあるということを青少年が知る機会にもなるんじゃないかというふうに思いました。

基準の該当項目のところは事務局の案でいいと思います。対象のところなんですけども、小学生低学年も含めていいんじゃないかと思いつつ、字幕のところは、これ、ちょっと高学年もどうなのかなと思うところはあるものの事務局案でお願いをいたします。小学生高学年以上ということでもいいかなと思います。

続きまして、「シェアの法則」ですが、こちらはパンフレットに「Life is Colorful」というふうに書いてありまして、多様性などがテーマになっているのかなと思います。また、もともと舞台というかお芝居の脚本を基にしておりまして、そのため表現が一部極端なところも、分かりやすくしているところもあるのかなというのは感じたところでもあります。現代日本の社会の抱える大きな課題を一人一人の住人たちが示していて、持っていて、かつ、一人一人の背景にあるものがだんだんと深掘られていくというところも、一人一人表に見えるところだけではなくて、その奥にいろんな面があるということも青少年が学ぶのに非常にいい作品だなと思いました。事務局が該当項目のところ、5番を足していますが、青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであるという点、まさにそのとおりだと思いますので、この点、事務局のとおりでいいんじゃないかと思いました。対象区分は、中学生も含めていいんじゃないかと思っ

ていまして、中学生以上ということをお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。J委員、お願いします。

○J委員 はい。まず、「リトル・エツラ」ですけれども、おじさんと同性の恋人の間に挟まって、初めはいろいろと邪魔をしていましたけど、最後には2人の仲を取り持とうとする女の子のお話でございました。いろいろな人間がいるということを知ることができる作品かなと思いました。ただ、1つ、両親がおばあちゃんにエツラを預けたままだったので、最後に出てきて、落ちを付けるのかと思ったら出てこないの、ちょっと両親が無責任じゃないかというところが気になりました。消極的にはありますが推奨ということをお願いいたします。該当項目及び対象区分は、事務局案で結構です。

「シェアの法則」につきましては、平凡な日常生活の中で人間の多様性をコミカルに描いた作品でありました。自分と違う人がたくさんいて、いろいろな人たちを完全に理解することは難しいかもしれませんが、他者を認めていくことの大切さを学ぶことができる作品かなと思いました。推奨でお願いいたします。該当項目は事務局案で、対象区分に関しては、

中学生からでもよろしいのではないかなと考えました。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。会長代理、お願いします。

○会長代理 まず、「リトル・エッラ」ですけれども、少女の成長の物語ということで、青少年の人を慈しみ大切にすることを育てると、その辺に特に該当すると思いますので推奨で結構かと思えます。同性婚に関しては、確かにスウェーデンと日本ではそういう同性婚に対する人々の理解度も違いますし、子どもにこういうものを見せるのがどうかという、そういう意見もあるのかなと私は見ながら思ったんですけれども、しかし、東京都も「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」というのを少し前に出されていて、多様な性の在り方を尊重し合う風土を醸成していくというような、そういうことがうたわれていますので、同性婚についても小学生高学年ぐらいであれば、世界にはそういうこともあるんだということは知ってもらっても、それはむしろいいことなのではないかなと考えます。

それから、もう一つの「シェアの法則」ですけれども、これもまさに多様性ということを尊重した作品で、主人公のお父さんもなかなか味わい深い演技でとても良かったかなと思います。これも人を大切にすること、人のことを考えるということ、これを青少年に伝えるいい映画ではないかと思えます。不法滞在のところは、ちょっと引っ掛かったんですが、これは不法滞在を推奨するというのではなくて、この問題、リアリティーとしてこういうことがあるんだということを知ってもらおうと、そういうことでいいのではないかと思います。

ということで、対象区分は、「シェアの法則」については高校生、事務局案どおりでいいと思えますし、それからもう一つの「リトル・エッラ」も事務局案どおりということでお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。私ですが、「リトル・エッラ」のほうは、いかにも北欧の映画だなという感じがして、日本の青少年、子どもたちが見たら過激なはずらとかにどう反応するかなとちょっと思ったところですが、内容的には多様性等について考えさせられる、いい作りの映画だなと思えたので推奨と私は思いました。

それから、もう一つの「シェアの法則」ですが、これも各委員の方々がおっしゃっているように、演劇からスタートしているということもありまして、若干演劇的な表現がありましたが、逆にそれはプロデュースした方々が問題点をほんわりとした中で投げかけていっているのだなという、非常に好感を持ったいい映画だったと思います。ぜひ推奨と思いました。

では、皆さまから頂いた意見でございますが、まず「リトル・エッラ」ですけれども、委員

1名が推奨にはちゅうちょということでしたが、他の委員は全員推奨するというので、対象区分と該当項目は事務局案どおりでしたのでそのような形で答申をさせていただいてよろしゅうございますか。

〈「はい」の声あり。〉

○会長 2作目の「シェアの法則」でございます。こちら委員1名の方が推奨にちゅうちょということでしたが、他の委員の方々は推奨するというので推奨としたいと思えます。こちらに関しましては、対象区分が中学生からという委員の方が7名いらっしゃいました。過半数ではないので対象区分の拡大は求めませんが、ぜひ見ていただきたいという思いだと思います。お含みおきいただきたいと思えます。答申といたしましては事務局案どおりということによろしゅうございますか。

〈「はい」の声あり。〉

○会長 では、そのような形で2作品、答申させていただきます。

それでは、事務局のほうから連絡事項等をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず、前回の審議会におきまして、D委員からご質問があった件についてお答えさせていただきます。

まず、指定図書類の冊数でございますが、令和4年度に指定のあった図書類は9誌ございました。令和5年度は、1月末日時点で5誌となっております。また、そのうちBLは何誌かのご質問ですが、ボーイズラブ、BLにつきまして、広辞苑には「男性同士の恋愛を描く、主に女性向けの小説、漫画などのジャンル」と記載されておりますが、こちらの解釈からすると、令和4年度は9誌、令和5年度は4誌がBLに当たるのではないかと考えられます。

また、前回、図書の選定にあたる職員の体制につきましてご質問がございましたが、その際に体制につきましては変動はございませんとお答えさせていただきましたが、訂正させていただきます。令和4年度につきましては、男性5名、女性が1名だったんですが、令和5年度につきましては女性が1名増えておりまして2名となっております。ですので、男性が1名減って4名、女性が2名となっておりますので、申し訳ございません、こちら訂正させていただきます。以上です。

○会長 ありがとうございます。D委員、よろしいですか。

○D委員 はい、じゃ、ちょっと。

○会長 はい、どうぞ。

○D委員 資料をそろえていただきありがとうございます。それから、職員の方の男女比も若干変わったということで、いい傾向だと思っております。

ただ、指定図書ほとんどが BL ということがやっぱり気になるんですね、私は。どういうふうを選定してくるのかなというふうにちょっと言わざるを得ません。世の中にはいろんな映画、DVD も含めて、男性同士の恋愛、BL と言われる、そうしたものだけではないものも多くあるのに、なぜここに出てくるのが BL に偏ってくるのかというところが疑問であります。その根拠を聞いてもなかなかおっしゃれないんでしょうけれども、私からの願いは、やっぱりいろんな情報が氾濫している中でバランスよく選定をしていただきたい。もし、選定っていうか、バランスよく、もし選定に値するような書籍などがあるのであれば、もうちょっと考えていただきたいなと思いました。以上です。

○会長 はい。それでは、事務局から続けてください。

○若年支援課長 都民の申出は、1月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。本日の調査・審議事項について、何か質問等ございますか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了といたします。傍聴の方が再入室するため調査・審議事項の資料はしまってくださいようお願い申し上げます。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画「リトル・エッラ」及び「シェアの法則」につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和6年2月16日金曜日、推奨映画の告示予定日は令和6年2月21日水曜日、プレス発表は告示日前日の令和6年2月15日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和6年3月11日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了といたします。お疲れさまでございました。

午後4時56分閉会